

大阪市子ども・子育て支援計画(仮称) 骨子案

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画の趣旨
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 計画の期間
- (5) 計画の対象
- (6) 指標・目標の設定
- (7) 社会全体で次世代育成支援に取り組むうえでの計画の役割

2 大阪市の現状と課題

- (1) 人口・出生・世帯等の状況
- (2) 子ども・青少年を取り巻く状況
- (3) 子育て支援の状況
- (4) 子育て・子育て環境をめぐる状況
- (5) 子どもや青少年を取り巻く課題
- (6) 子育てをめぐる課題
- (7) 子育て・子育て環境をめぐる課題

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 重視する視点
- 3 施策の基本方向
- 4 施策目標
- 5 計画がめざす大阪市のまち像

第3章 基本施策と個別の取組み

- 1 子ども・青少年の「生きる力」を育成します
- 2 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します
- 3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します
- 4 子ども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます

第4章 量の見込みと確保方策

1 区域ごとの一覧表

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

2 計画の進捗管理および検証・改善

3 社会・経済情勢の変化等への対応

4 国・大阪府など関係機関との連携

5 市民の方々との協働による推進

(1) 区や地域での主な取組例

計画の基本的な考え方

基本理念

施策の方向

施策目標

市民と協働し、
社会全体で実現

次代の大阪を担うすべての子どもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会

子どもを生き育てることに安心と喜びを感じることのできる社会

子ども・青少年の「生きる力」を育成します

安心して子どもを産み、育てられるよう支援する仕組みを充実します

子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

子ども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます

(1) 社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成

- 1 乳幼児期からの生きる力の基礎を着実に育成します
- 2 健康や体力を維持増進する力を育成します
- 3 社会で共に生きていく力を育成します
- 4 学習意欲を高め確かな学力を向上します
- 5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
- 6 家庭、学校、地域の連携により教育環境を充実します

(2) 次代を担い、生涯をいきいきと生きる力の育成

- 1 役割意識を醸成し、貢献意欲を発揮する社会参画の機会を充実します
- 2 興味や才能を広げ、社会や仲間とつながる機会を充実します
- 3 個性や創造性を生かした専門分野の知識や技能を高める学習機会を充実します
- 4 勤労観・職業観を醸成し、自らの進路を選択・決定する力を育成します
- 5 社会的自立や職業的自立を支援する仕組みを充実します
- 6 社会人の能力アップや再挑戦を支援する環境を充実します

(1) 安心して子どもを産むことができる仕組みの充実

- 1 妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組みを充実します
- 2 妊娠中や出産時期からの子育て支援を充実します
- 3 思春期の子どもを守る取り組みを充実します

(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実

- 1 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します
- 2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取り組みを充実します

- 3 ひとり親家庭への支援を充実します
- 4 障がいのある子どもと家庭への支援を充実します
- 5 長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します

(3) 多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実

- 1 仕事と出産・子育てを共に選択できる仕組みを充実します
- 2 子育てしながら社会参画に再チャレンジできる取り組みを充実します

(1) 子どもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実

- 1 問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
- 2 犯罪の被害から子どもや青少年を守る取り組みを充実します
- 3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
- 4 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取り組みを充実します

(2) 虐待の被害から子どもや青少年を守る仕組みの充実

- 1 児童虐待の発生を予防する取り組みを充実します
- 2 児童虐待を早期に発見し、適切に対応する仕組みを充実します
- 3 虐待を受けた子どもや青少年への支援の仕組みを充実します

(3) 保護を要する子どもや青少年の養育環境の充実

- 1 社会的養護の仕組みを充実します
- 2 家庭の養育機能に対する支援を充実します
- 3 社会的自立を支援する仕組みを充実します

(1) 子ども・青少年や子育て家庭にとって快適な生活環境の整備

- 1 子育て家庭が暮らしやすい住宅・住環境づくりを推進します
- 2 妊産婦や子育て家庭などが安心して外出できるまちづくりを推進します
- 3 子どもや青少年の成長や子育てにおける都市魅力を高めます

(2) 子ども・青少年や子育て家庭の安全・安心な暮らしの確保

- 1 事故のない安全・安心なまちづくりを推進します
- 2 犯罪を抑止する安全・安心なまちづくりを推進します
- 3 日常生活を脅かす危機事象から健康を守る体制づくりを推進します
- 4 災害時の被害を最小限にとどめる体制づくりを推進します

(3) 子ども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進

- 1 地域で取り組む活動の効果的な推進を支援します
- 2 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを推進します
- 3 協働の取り組みを社会全体に広げる仕組みづくりを推進します

大阪市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

・ 網掛け部分が、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載する項目
 ・ 量の見込みと確保方策の記載については、事業毎に市全域としての簡素な記述を、第 3 章基本施策と個別の取組みに記載し、市全域とともに詳細（行政区毎）の内訳等については、第 4 章に別表を添付する。

重視する視点

(1) まず大切なのは こどもの視点です

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもにとって最善の利益が尊重されることが重要です。また、こども一人ひとりの個性を大切に、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

(2) すべてのこどもと 子育て家庭が対象です

仕事と子育ての両立支援だけでなく、すべてのこどもと子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

(3) こども一人ひとりの 特性に応じた発達 過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

(4) 長期的な視野に 立って支援します

こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。

(5) 大阪が持つ市民の力 や多様な社会資源を有 効に生かします

大阪市では、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこどもをはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

(6) 仕事と生活の調和を 可能とする社会をめざ します

企業や関係機関等と連携し、男女が共に子育てしながら仕事しやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

(7) 社会総がかりでこどもを はぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こどもは家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

追加すべき視点

「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」

・「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、切れ目のない支援を推進することが必要

子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する育児経験豊かな主婦等を、各地域での次世代育成支援において効果的に活用することが必要